

平成30年 6 月 6 日

## 入札説明書

法務省の平成30年度大阪医療刑務所等敷地調査の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日

平成30年 6 月 6 日

### 2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 佐 藤 淳

### 3 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

法務省大臣官房施設課経理係

電話03-3580-4111内線2249・2265

### 4 業務概要

(1) 業務名 平成30年度大阪医療刑務所等敷地調査

(2) 業務場所 大阪府堺市堺区田出井町 8 - 8 0 ほか

(3) 業務内容 別冊の仕様書及び図面等による

(4) 履行期限 平成30年10月31日

(5) 本件入札手続は、資料の提出、入札等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

### 5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 法務省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分において、測量業務及び地質調査業務双方の資格を有する者に限る。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再

認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) **測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）**に関し、申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、法務省大臣官房施設課長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、建築関係建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適當であると認めていないこと。
- (6) **測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定に基づく測量業者及び地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条の規定に基づく地質調査業者の登録を行っていること。**
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準じるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場

合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 6 電子調達システムの利用

本件入札手続は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、「紙入札方式による参加申請書（別紙第2号様式）」を提出し、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

## 7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等各1部を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、同5(2)の認定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、同5(1)及び同(3)から(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に同5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に同5(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

同5(2)の資格の認定に係る申請は、上記3の場所において随時受け付ける。

おって、次の提出期間内に申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間

平成30年6月6日から平成30年6月22日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、期間の最終日は午後3時までとする。）。

イ 提出書類

(ア) 競争参加資格確認申請書（別紙第1号様式）

(イ) 資料（測量業者登録証明書の写し又は測量業者としての登録（登録の更新）に関する通知書写しと地質業者登録規程第7条の規定に基づく現況報告書の写し（国土交通省の確認印が押印されたもの）。申請期限日現在において有効なもの。）

#### ウ 提出方法

(ア) 申請書及び資料を電子調達システムにより提出すること。

(イ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書及び資料のほか、紙入札方式による参加申請書（別紙第2号様式）を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。

(2) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、平成30年6月27日頃までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(3) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出期間を経過した後の申請書等の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。

ウ 発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

エ 申請書等に関する問い合わせ先は上記3に同じ。

## 8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は適宜とする。）により説明を求めることができる。

ア 提出期間

上記7(2)の通知を受けた日の翌日から起算して4日間（休日を含まない。）

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、上記(1)アの提出期間の最終日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 9 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書等（別冊の仕様書及び図面を含む。）に対する質問がある場

合には、次に従い、別紙質問書様式（Microsoft Word）により作成し提出すること。

ア 提出期間 平成30年6月27日から平成30年7月6日までの休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、期間の最終日は午後3時までとする。）。

イ 提出方法

電子メールによる。なお、電子メールによる提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送すること（提出期間内必着。競争参加資格確認申請者による記名押印のあるもの。）。

電子メールアドレス：skeiri@i.moj.go.jp

メール件名：平成30年度大阪医療刑務所等敷地調査に関する質問書の提出について（会社名）

添付ファイル名：平成30年度大阪医療刑務所等敷地調査質問書（会社名）

- (2) (1)の質問に対する回答書は、本件入札の競争参加資格を有する者に対し、平成30年7月11日中に電子メールにより送信する。電子メールは、競争参加資格確認申請書（別紙第1号様式）問い合わせ先記載のメールアドレス宛て送信する。

## 10 入札書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 平成30年7月19日午後5時

(2) 提出方法 電子調達システムによる。ただし、紙入札の場合は上記3の場所に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

## 11 開札の日時、場所及び方法

(1) 日 時 平成30年7月20日午前11時

(2) 場 所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房施設課入札室又は電子調達システム

(3) 方 法 開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で

行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

なお、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

## 12 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (3) 1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合はあらかじめ入札書用紙を持参すること。なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札の参加資格を失うものとするので留意すること。

## 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱UFJ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱UFJ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の100分の10以上とする。

## 14 入札の無効

本件業務の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者

であっても、開札の時に於いて上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

## 15 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

## 16 低入札に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格若しくは調査基準価格相当額（予定価格又は予定調達総額が100万円を超え1,000万円以下の調達において、予定価格又は予定調達総額に10分の6を乗じて得た額をいう。）を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者は次の(1)及び(2)を実施するものとし、その旨を明記した品質確保対策計画書を契約締結日から7日以内に提出するものとする。

なお、法務省における「低入札」の考え方については、法務省ホームページ（[http://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu\\_low\\_tender\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu_low_tender_index.html)－「法務省における低入札対策について」－「建設コンサルタント業務等の低入札対策について」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

(1) 品質証明等について、次のア又はイのいずれかを実施するものとする。

ア 当該業務の不備により法務省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を記載した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とし、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

イ 当該業務の照査等に加え、第三者による照査等を受注者の負担において実施する。ただし、照査を実施する第三者については、以下のaからdまでの要件を満たす者で発注者の承認を得た者とする。

なお、第三者による照査に係る再委託については、業務等委託契約書

(総価契約)に定める主たる部分には該当しないものとする。

おって、成果物に瑕疵があった場合において、業務等委託契約書に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者が受注者に対して行うものであるため、第三者による照査を実施した者が責任を負うこととはしない。

a 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

b 法務省における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格を有していること。

c 法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けている期間中でないこと。

d 受注者と資本面・人事面で関係がなく、かつ過去5年間に受注者と請負関係がない(元請・下請、照査受注も含む。)こと。

(2) 業務実施上必要となる全ての打合せに主任技術者を出席させることとする。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

前金払い 無

部分払い 無

20 再苦情申立て

(1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服があるものは、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により契約担当官等に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 受付窓口

上記3に同じ。

(3) 受付時間

午前10時から午後5時まで。

21 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。

22 その他

(1) 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札参加者は、法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札



心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手続を優先する。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 入札参加者の過失により本件業務の入札手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 本件業務において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。

ウ 本件業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

(6) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（契約書の作成及び支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。

(7) 申請書の提出期間（上記7(1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（別紙第2号様式）を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送すること。

(8) 電子調達システムに関する問い合わせ先等

ア 電子調達システム操作上の手引き書として次に掲げるファイルを政府電子調達（G E P S）ポータルサイト上において公開しているので参考にすること。

(ア) 電子調達システムの利用開始方法

(イ) 電子調達システム操作マニュアル

(ウ) F A Q ・ お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（受付時間は8:30から18:30まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

fax 017-731-3178

政府電子調達（G E P S） <https://www.geps.go.jp/>

ウ ICカード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「電子調達システムの利用開始方法」参照。

エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照。）。